

事務連絡
平成31年 2月21日

会員各位

岐阜県行政書士会
会長 佐藤 廣之
第一業務部長 寺井 英之
建設部会長 筒田 義和

『建設業法と建設業許可～行政書士による実務と解説～』
購入斡旋について(通知)

平素は、岐阜県行政書士会第一業務部の事業運営につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙の通り、日本行政書士会連合会が許認可業務 建設・環境部門にて今期事業として取り組んだ建設業法に関する書籍『建設業法と建設業許可～行政書士による実務と解説～』が日本評論社より3月中旬に発刊することとなりました。

本書は、いわゆる許認可手順の手引きというスタイルではなく、重要判例、行政庁の回答事例、処分事例や実務の現場を多数紹介することにより、手順のみならず建設業全体の理解を深めることができるため、建設業の担当者はもちろん建設業に関係する弁護士、税理士、社会保険労務士等の士業者にとっても参考にしていただける書籍となりました。

岐阜県行政書士会に、2月28日(木)までにご注文いただいた会員様には、定価2,376円(税込)のところを特別価格(税込1,900円)にて販売します。下記「申込書」に記入していただき、事務局までメール又はFAXでお申し込み下さい。

届き次第メールでご連絡させていただきますので、事務局まで取りにきていただき、代金をお支払い下さい。
※ 今回の注文受付は、単位会からの注文のみになります。

「申込書」

申込先：岐阜県行政書士会事務局

支 部 名	支 部
会 員 名	
電 話 番 号	() —
メールアドレス	

建設業法と建設業許可

行政書士による実務と解説

日本行政書士会連合会 編

建設業法とその関係業務に

かかわる全ての人への参考書

建設業は日本の基幹産業であり、その関係業務は行政書士の基幹業務。

建設業に関する法令や契約の知識を実務専門家が平易に解説。

目次 序章 建設業法の成立と沿革

第1章 建設業許可制度

- 500万円未満の工事は無法状態!? ● 大臣許可直接申請に!?
- 営業所と軽微な建設工事 ● そもそも建設工事とは!?! ほか

第2章 技術者制度

- 監理技術者等の現場の兼任 ● 監理技術者への変更、監理技術者等への途中交代
- 直轄工事における専任性の確認 ● 企業集団とは ほか

第3章 請負契約

- 法上の対等な立場と現実の元下関係 ● 社会保険加入が建設業許可要件となる日
- 適切な工期とは ● 契約書作成は行政書士の仕事です ● 工事監理と施工管理と監理技術者 ほか

第4章 建設業界の将来展望

- 建設産業政策2017+10 ● 建設業関係手続の電子化・簡素化
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会

● 3月中旬刊行 ● 本体2,200円+税 ● A5判 ISBN 978-4-535-52366-1



特 色

- ① 建設関係業務に精通している実務専門家が執筆にあたり、許認可業務部建設・環境部門が中心に取りまとめた画期的な実務書です。
- ② 重要判例、行政庁の回答事例、処分事例や実務の現場を多数紹介しており、手続のみならず建設業全体の理解を深めることができます。

このたび、日本行政書士会連合会より建設業法に関する書籍が発刊されることとなりました。このことは、連合会にとっても画期的なことであり、喜ばしい限りです。

日本行政書士会連合会

会長 遠田 和夫

本書「ごあいさつ」より

発行元：  日本評論社